

令和7年度

上尾市一般廃棄物処理実施計画

上 尾 市

目 次

<ごみ処理実施計画>

1 計画の目的	-----	1
2 計画区域	-----	1
3 計画期間	-----	1
4 計画処理量	-----	1
(1) ごみ量		
(2) 資源化量		
5 ごみの発生・排出抑制	-----	1
6 資源化計画	-----	2
7 収集運搬計画	-----	2
(1) 収集体制の確保		
(2) 収集運搬方法(収集区域はいずれも市内全域)		
ア 通常収集(年間計画量は自己搬入された量を含む。)		
イ 小動物死骸収集運搬・処分委託業者		
ウ 収集運搬委託業者(西貝塚環境センター直営以外)		
エ 災害ごみ		
オ ごみ集積所の取扱い		
カ 年末特別収集		
(3) 収集時間		
(4) 受入施設		
(5) 受入時間		
(6) 処理手数料等		
(7) 排出禁止物		
8 中間処理計画	-----	7
(1) 焼却処理施設		
(2) 破砕処理施設		
(3) 資源化処理施設		
ア 空き缶選別プレス機		
イ ペットボトル結束施設		

9 最終処分計画	-----	8
(1) 埋立処分		
(2) 焼却灰の資源化		
10 その他資源化処理施設	-----	8
11 その他関連計画	-----	8
12 収集運搬許可業者	-----	9
13 再生利用業指定業者	-----	10
14 事業系一般廃棄物の市外資源化施設	-----	10
<生活排水処理実施計画>		
1 計画区域、対象人口	-----	11
2 計画期間	-----	11
3 計画処理量(し尿及び浄化槽汚泥)	-----	11
4 収集運搬・中間処理計画	-----	11
(1) 処理形態		
(2) 収集量及び収集回数		
(3) 中間処理施設		
(4) 処理手数料		
5 合併処理浄化槽の普及促進	-----	11
6 公共下水道	-----	11
7 し尿収集運搬委託業者	-----	12
8 浄化槽清掃業許可業者	-----	12

<ごみ処理実施計画>

1 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画の実施のために必要な令和7年度の事業について定めるものである。

2 計画区域

上尾市全域とする。

3 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 計画処理量

(1) ごみ量 ※1

区 分	処理計画量(t/年)
家 庭 系 ご み	46,180.08
事 業 系 ご み	7,057.34
合 計	53,237.42

※1 上尾市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画における「ごみ発生量の将来推計」を処理計画量とする。

(2) 資源化量

区 分	処理計画量(t/年)	
搬入ごみ等からの資源化量	4,917.33	※2
焼却灰の資源化量	1,051.19	※3
集団回収による資源化量	4,544.28	※4
合 計	10,512.80	

※2 「搬入ごみ等からの資源化量」とは、飲料缶・スプレー缶、ガラス、紙類、古布、使用済み乾電池、蛍光灯、ペットボトルその他破碎回収金属類をいう。

※3 「焼却灰の資源化量」とは、焼却灰のうちセメント原料化等を行うものをいう。

※4 「集団回収による資源化量」とは、地域リサイクル事業における資源化量をいう。

5 ごみの発生・排出抑制

家庭系ごみについての取り組み

具体的施策	内 容
「買わない」「使わない」の推進他（広報・啓発・環境学習）	レジ袋や飲料容器のごみ排出を抑制するため、市民に対してマイバッグやマイボトルの持参を呼びかける。 家庭や飲食店の使い切り・食べきり運動の促進などにより、食品ロス削減に取り組む。 その他、ごみ減量・環境美化の意識向上を図る。 これらは、広報誌・ホームページ・ごみカレンダーアプリ・出前講座・環境イベント・西貝塚環境センターの施設見学などにより行う。
家庭用生ごみ処理容器の購入補助	家庭での生ごみの自己処理を促進するため、家庭用生ごみ処理容器の購入補助を行う。 電気式:購入金額の2分の1(上限20,000円) コンポスト式:購入金額の2分の1(上限4,000円)
家庭系ごみの有料化の検討	家庭系ごみの有料化について情報収集するとともに、実施方法などについて検討する。 搬入手数料の適正化を図る。

事業系ごみについての取り組み

具体的施策	内 容
事業者への排出抑制・分別・資源化の呼びかけ	商工会議所等の商工団体と連携し、事業者によるごみの分別徹底及び資源化の推進を図る。 また、消費者のごみ排出を抑制するため、商品提供時の過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、再生品の利用・販売等に取り組むよう協力を呼びかける。
搬入検査	搬入検査を行い、産業廃棄物の搬入を防止、適正排出の指導を行う。
廃棄物減量等計画書	「上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき、事業用大規模建築物（事業の用に供する部分の延床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物）の所有者に対し、廃棄物減量等計画書の提出を求める。

6 資源化計画

具体的施策	内 容
不要になった家具のリユース	西貝塚環境センターに持ち込まれた不要家具のうち、まだ使えるものをリサイクル展示室で展示し、無償提供する。
小型家電リサイクルの推進	レアメタル（希少金属）等を含む小型家電を回収し、金属類の減量と資源化またはリユースを推進する。①公共施設（市役所、各支所・出張所、西貝塚環境センターの9か所）の回収ボックス設置を継続。②一般家庭から搬入された金属類から対象品をピックアップする。 協定を交わした国の認定事業者と引き続き連携し、パソコンのほか小型家電の宅配回収サービスによるリサイクルを促進する。
地域リサイクル事業への支援	地域リサイクル事業への積極的な参加を呼びかける。 地域リサイクルの推進のため、「新聞」、「雑誌・雑がみ」、「段ボール」の回収量に応じて1kgあたり2円の報奨金を支給する。
雑紙・ペットボトルキャップのリサイクル	可燃ごみに混入されることのある雑紙やペットボトルキャップのリサイクルについて周知し、リサイクルを推進する。
プラスチックの分別及び再資源化の検討	「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」に基づき、プラスチックごみの分別と資源化の検討を進める。

7 収集運搬計画

(1) 収集体制の確保

具体的施策	内 容
収集運搬体制の確保	伊奈町とのごみ処理の広域化を見据え、ごみの収集区分や収集区域の見直しを検討し、効率的で安定した収集運搬体制を維持する。 ふれあい収集、粗大ごみ収集の戸別収集を充実させ、市民サービスの向上を図る。
ごみ集積所対策	ごみ出しの分別等マナーが守られていない場合は、指導を行う。 資源物の持ち寄り防止のため、持ち寄り禁止の看板を配布するとともに、職員によるパトロールを強化する。 要望等に応じて、ごみ散乱防止ネットの提供を行い、カラス等によるごみの散乱を防止する。

(2) 収集運搬方法(収集区域はいずれも市内全域)

ア 通常収集(年間計画量は自己搬入された量を含む。)

種類		収集運搬の方法	年間計画量 (t/年)	排出方法	回収方法	搬入先及び 処理方法等
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営・委託	39,842.28	透明、又は半透明の袋	集積所方式	西貝塚環境センターに搬入し、焼却後に資源化・埋立
	使い捨てライター	委託	上記に含む	そのまま回収ボックスへ	拠点回収、公共施設等の回収ボックス	
	金属・陶器 ※5	直営・委託	1,476.36	透明、又は半透明の袋	集積所方式	西貝塚環境センターに搬入し、破碎後に資源化・埋立
	充電式小型家電	直営	上記に含む	そのまま回収ボックスへ 透明、又は半透明の袋	拠点回収、公共施設等の回収ボックス 集積所方式	西貝塚環境センターに搬入し、選別後に資源化
	飲料缶・スプレー缶	直営・委託	318.40	透明、又は半透明の袋※空のスプレー缶に穴を開けずに回収	集積所方式	西貝塚環境センターに搬入し、選別後に資源化
	ガラス	直営・委託	1,203.44	透明、又は半透明の袋	集積所方式	西貝塚環境センターに搬入後、再生業者によって資源化
	ペットボトル	直営・委託	724.56	透明、又は半透明の袋	集積所方式	西貝塚環境センターに搬入し、全量再生業者によって資源化
	紙類	直営・委託	2,427.52	紙類は品目毎に紐で結束、古布は透明袋	集積所方式	市が指定する施設に搬入し、資源化
	粗大ごみ	直営・委託	66.84	電話、又は電子申請で予約後、収集日に家屋外へ搬出	戸別回収、1回の収集で3点まで	西貝塚環境センターに搬入後、破碎処理し、金属類は資源化 可燃物は焼却・埋立
	ふれあい収集	直営	120.70	透明、又は半透明の袋	戸別回収	西貝塚環境センターに搬入し、焼却後に資源化・埋立
	牛乳パック	委託	紙類に含む	紐で結束	拠点回収、公共施設等の回収ボックス	西貝塚環境センターに搬入し、市が指定する施設で資源化(5t)
	乾電池・コイン電池(CR・BRの表示があるもの) ※6	委託	金属・陶器に含む	そのまま回収ボックスへ	拠点回収、公共施設等の回収ボックス	西貝塚環境センターに搬入し、市が指定する施設で資源化(50t)
蛍光管	委託	金属・陶器に含む	そのまま回収ボックスへ	拠点回収、公共施設等の回収ボックス	西貝塚環境センターに搬入後破碎処理し、市が指定する施設で資源化(30t)	

集積所方式…市内を4地域(A.B.C.D)に分け、地域毎に回収する。

※5 ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池といった小型充電式電池やそれらを内蔵した家電は、「金属・陶器」として回収・破碎処理すると火災の原因になりうるため、公共施設等における拠点回収を行うほか、集積所からの回収は、小型充電式電池やそれらを内蔵した家電のみを透明な袋に入れるものとする。

※6 ボタン電池(SR・PR・LRの表示があるもの)は、一般社団法人電池工業会の回収協力店に設置されている専用回収ボックスを利用。(7)排出禁止物を参照

種類		収集運搬の方法	年間計画量 (t/年)	排出方法	回収方法	搬入先及び 処理方法等
事業系ごみ	可燃ごみ	排出者本人又は一般廃棄物 収集運搬許可業者	7,011.66	透明、又は半透明の袋	随時	西貝塚環境センターに搬入し、焼却後に資源化・埋立
	不燃ごみ	排出者本人又は一般廃棄物 収集運搬許可業者	27.51	透明、又は半透明の袋	随時	西貝塚環境センターに搬入し、破碎後に資源化・埋立
	資源物	排出者本人又は一般廃棄物 収集運搬許可業者	18.17	透明、又は半透明の袋	随時	西貝塚環境センターに搬入後、品目毎に再生業者によって資源化

種 類		収集運搬の方法	年間計画量 (匹/年)	回収方法	搬入先及び処理方法等
小動物死骸	ペット用小動物	直営	550	戸別回収又は自己搬入	西貝塚環境センターの動物専用焼却炉で焼却
	飼主不明小動物	委託	600	委託業者にて随時回収	委託業者にて焼却

イ 小動物死骸収集運搬・処分委託業者

No.	委託業者名	所 在 地
1	株大宮武蔵野ペット霊園	上尾市大字上野本郷437

国道、県道上の動物死体については、管理者に処理を依頼する。

ウ 収集運搬委託業者(西貝塚環境センター直営以外)

No.	委託業者名	所 在 地
1	上尾清掃事業協同組合	上尾市向山2-40-1-301
2	上尾資源回収事業協同組合	上尾市大字原市4263

エ 災害ごみ

災害に伴い発生するごみについては、必要に応じて上尾市災害廃棄物処理計画に基づき、適正に処理を行う。

オ ごみ集積所の取扱い

- ・ごみ集積所を設置、変更又は廃止する場合は、西貝塚環境センターに届出書を提出しなければならない。
- ・ごみは、収集当日の午前8時までに決められた集積所に出さなければならない。
- ・ごみ集積所に出せるごみは、家庭系のみとする。
- ・ごみ集積所の管理は、利用者が行うものとし、ごみが飛散したり、カラス等に荒らされないよう衛生的に管理するよう努めなければならない。

なお、以下のものは、ごみ集積所には出せない。

- ・指定日の収集物以外の物
- ・きちんと分別されていない物
- ・中身が見えない袋やダンボールに入れられた物
- ・粗大ごみ(60cm×30cm×30cmを超える物)
ただし、一辺が90cm以内の木製カラーボックス及びプラスチック製衣装ケースを除く。
- ・石油ストーブなど発火装置のある物
- ・引っ越しなどで一度に多量に出た物
- ・事業活動に伴って生じた物(事業系ごみ)
- ・排出禁止物に該当する物 ※ (7) 排出禁止物参照

カ 年末特別収集

実施日	区分	収集区域
令和7年12月29日(月) 令和7年12月30日(火)	可燃ごみ	月・木収集区域(カレンダーのA・B地区) 火・金収集区域(カレンダーのC・D地区)

(3) 収集時間

ア 家庭系ごみを集積所から収集する時間は、午前8時に開始し、午後4時15分までに西貝塚環境センターに搬入する。

イ ペット用小動物は、午後4時までに受け付けたものは、当日回収する。

午後4時以降に受け付けたものは、翌営業日に回収する。

ウ 飼主不明の小動物は、午後5時までに受け付けたものは、委託業者に回収を依頼する。

午後5時以降に受け付けたものは、翌日に回収を依頼する。

(4) 受入施設

受入施設	受け入れる一般廃棄物の種類	
	家庭系	事業系
西貝塚環境センター	可燃物(プラスチックを含む。)、 金属・陶器、ペットボトル、 飲料缶、スプレー缶、 ガラス、紙類・古布、 粗大ごみ、牛乳パック、 乾電池及び蛍光管、 小動物	可燃物

(5) 受入時間

受入時間
○許可業者搬入 月曜日から金曜日までの午前の部及び午後の部 ただし、年末年始は別途指定
○一般搬入 月曜日から金曜日までの平日の午前の部及び午後の部 月曜日から金曜日までの祝日の午前の部 ただし、年末年始は別途指定
(午前の部) 8時45分～11時30分
(午後の部) 1時00分～ 4時15分

(6) 処理手数料等

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第27条に基づき、事業活動に伴い生じた一般廃棄物、家庭から排出された粗大ごみ及び持込みの一般廃棄物については、収集・運搬、処分について手数料を徴収する。

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第23条に規定する一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物については、同条例第27条に基づき処分費用を徴収する。

(7) 排出禁止物

ごみ集積所からの収集も自己搬入もできないごみ

区分	具体例
有害性のある物	毒物、劇物、農薬、ボタン電池等人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれのある物
危険性のある物	プロパンガスボンベ、消火器、注射針等、収集運搬作業及び中間処理作業の安全に支障を及ぼすおそれのある物
爆発性・引火性のある物	ガソリン、シンナー、灯油等、着火点が低く瞬間的に燃焼する物
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物
特別管理廃棄物に指定されている物	PCB又は感染性病原体が含まれ、又は付着している物
市の処理施設の機能に支障を生じさせる物	ピアノ、温水器、耐火金庫、建築資材(ブロック・門扉等)、及び自動二輪車等の処理困難物
	太さ10cm、長さ60cmを超える木片及び切り株、多量の木くず、工事等による事業系廃棄物等
特別法等により処理すべき物	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定するテレビ、エアコン、洗濯機及び衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫
	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に規定する指定省資源化製品等、パソコン
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)に規定する第一種特定製品(業務用エアコン、冷蔵機器、冷凍機器)
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に規定する特定建設資材廃棄物(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト)
自己搬入のみ可能な物	市の処理施設の機能に支障を生じさせる物の内、家庭から出た自動車用バッテリーは2個まで、タイヤは4本まで、鉄アレイ、ボウリングの玉、量は10枚までは自己搬入のみ可能

8 中間処理計画

具体的施策	内 容
適正運転	ダイオキシン類などの大気汚染物質の発生を抑制するため、常時監視及び第三者機関による定期的な測定を実施し、測定結果を公開する。 ごみ減量化により焼却量の削減を図るとともに、適正な稼働体制、稼働日数を維持する。
既存施設の延命化	安定的な稼働を継続できるよう、西貝塚環境センターの基幹的設備改良工事を実施する。
広域による新しい施設の整備	伊奈町とごみ処理施設の広域化を進め、令和15年度の新施設稼働開始に向けて、各種計画策定と調査を行う。

(1) 焼却処理施設

名 称	西貝塚環境センター
所 在 地	上尾市大字西貝塚35番地1
処理方法	全連続燃焼式
処理能力	300t／24H(100t／24H×3基)
敷地面積	38,340m ²

(2) 破碎処理施設

名 称	西貝塚環境センター
所 在 地	上尾市大字西貝塚35番地1
処理方法	併用施設
処理能力	70t／5H
破碎機形式	前破碎用 回転剪断式破碎機
	後破碎用 縦型回転式破碎機

(3) 資源化処理施設

ア 空き缶選別プレス機

名 称	西貝塚環境センター	
所 在 地	上尾市大字上野907番地2	
処理方法	選別機	永磁吊り上げ式
	アルミ選別機	永磁高速回転式ドラム
	鉄缶プレス機	油圧式一方押し
	アルミ缶プレス機	油圧式一方押し
処理能力	4.9t／5H	
敷地面積	1,000㎡	

イ ペットボトル結束施設

名 称	西貝塚環境センター		
所 在 地	上尾市大字西貝塚35番地1		
処理方法	手選別		
	ペットプレス機	油圧 250 KN	
	ベール(結束品)	重量 15kg ～ 20kg / 1梱包	
		寸法 600mm×400mm×300mm	
処理能力	2. 5t / 5H		
敷地面積	資源化ヤード内併設		

9 最終処分計画

具体的施策	内 容
最終処分場の確保	安全な最終処分を行うための最終処分場を引き続き安定確保する。
最終処分量の抑制	最終処分場を有する関係自治体の負荷軽減及び、限りある最終処分場を長く利用するためにさらなるごみの減量化を推進する。 最終処分場の搬入ルールを守るため、焼却残渣に乾電池等の異物が混入しないよう分別を徹底する。 焼却灰のセメント原料化等を進め、最終処分量を削減する。

(1) 埋立処分

施 設 名	所 在 地	埋立対象物	年間計画量
埼玉県環境整備センター	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山368番地	焼却灰、不燃残渣	4, 170t
ジークライト㈱	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢773-1 他1筆	焼却灰、ばいじん固化物	750t
㈱ウィズウェストジャパン	福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久169-2 他	ばいじん固化物、不燃残渣	950t

(2) 焼却灰の資源化

施 設 名	所 在 地	対 象 物	年間計画量
太平洋セメント㈱ 熊谷工場	埼玉県熊谷市三ヶ尻5310番地	焼却灰、ばいじん	990t
ツネイシカムテックス㈱	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1	焼却灰	360t

10 その他資源化処理施設

業 者 名・施 設 名	所 在 地	対 象 物
㈱ウィズウェストジャパン 清久リサイクルセンター	久喜市清久町6-4	ガラス
ガラスリソーシング㈱	千葉県銚子市春日町740-1	
㈱国分商会	熊谷市万吉2643-1	廃タイヤ
野村興産㈱イトムカ鉱業所	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1	廃乾電池、廃蛍光管

11 その他関連計画

具体的施策	内 容
不法投棄ごみの発生抑制・ごみ散乱防止	不法投棄を防止するために、環境美化推進員組織及び市職員によるパトロールを強化するとともに、不法投棄ごみを撤去する。
市民との協働による美化活動の推進	ごみ減量化・資源化への取組みを細やかに進めるため環境美化推進員組織の充実・支援を図る。
	環境美化推進員連合会やその支部に対して積極的に交流を図り、密接に連携して情報交換とごみ減量運動を推進する。
	たばこの吸殻の散乱防止など、ポイ捨て防止の啓発事業を推進する。
適正処理	特別管理一般廃棄物、在宅医療に伴い排出される注射針等の廃棄物の適正処理に関する市民への情報提供を推進する。
広域連携	焼却施設の更新または大規模修繕時のごみ処理や風水害、大地震等の大規模災害時に発生する大量の廃棄物を処理するため、県や近隣市町村間の連携体制の強化を図る。
グリーン購入の推進	ごみの減量化や資源循環のため、家庭や事業所にグリーン購入を呼びかける。

12 収集運搬許可業者

番号	業者名	所在地
1	株式会社上尾サービスセンター	上尾市愛宕一丁目9番13号
2	有限会社上尾清掃	上尾市上町二丁目4番31号
3	青木清掃株式会社	桶川市南一丁目2番6号
4	有限会社昭栄産業	上尾市栄町8番17号
5	株式会社加藤商事	さいたま市西区大字内野本郷297番地4
6	株式会社シー・エス・アイ	北足立郡伊奈町大字大針320番地
7	エスシーエス株式会社	草加市青柳二丁目19番10号
8	有限会社大野生研工業	熊谷市下川上1568番地11
9	金子商事株式会社	久喜市菖蒲町上大崎424番地1
10	有限会社キクチ商事	桶川市下日出谷西一丁目1番地の13
11	クリーンシステム株式会社	さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号
12	有限会社下水管理興業	上尾市大字領家18番地2
13	株式会社エムエスティーカンパニー	さいたま市大宮区三橋二丁目632番地
14	日本環境マネジメント株式会社	さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号
15	アイエンタープライズ株式会社	さいたま市大宮区上小町154番地17
16	篠崎商店	蓮田市大字上平野627番地
17	有限会社瀬山商店	白岡市白岡824番地18グリーンレジデンスB-101
18	株式会社十河サービス	東京都板橋区南常盤台一丁目18番7号
19	有限会社太盛	さいたま市大宮区櫛引町一丁目381番地
20	株式会社高澤商店	東松山市六軒町18番地13
21	株式会社藤明商事	さいたま市中央区大字下落合1083番地3与野駅前プラザ507
22	有限会社日環商興	さいたま市北区吉野町二丁目232番地10
23	武蔵野資源	上尾市大字原市4263番地
24	株式会社ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山3884番地
25	公益社団法人上尾市シルバー人材センター	上尾市大字平塚3001番地
26	株式会社菊地商事	さいたま市岩槻区大字加倉223番地2
27	株式会社協和清掃運輸	ふじみ野市駒林1101番地
28	吉野商店	桶川市寿一丁目10番7号
29	石上商店	上尾市大字平塚835番地12
30	株式会社今井	さいたま市浦和区針ヶ谷一丁目1番14号
31	株式会社宮崎	愛知県清須市西須ヶ口93番地
32	株式会社ハイグレード21	さいたま市北区吉野町一丁目397番地2
33	有限会社丸三商事	上尾市大字大谷本郷918番地4
34	ヤマダ産業株式会社	川越市の場新町12番地8
35	株式会社増田紙業	桶川市大字下日出谷524番地
36	株式会社昭和総合サービス	さいたま市浦和区元町3丁目23番3号
37	株式会社飯塚商店	上尾市西宮下二丁目237番地

番号	業者名	所在地
38	株式会社イシイ	上尾市泉台三丁目10番地17
39	株式会社ウチダ	ふじみ野市駒林18番地
40	さくや商店	上尾市大字小敷谷710番地11
41	有限会社共立商事	さいたま市北区日進町一丁目494番地35
42	有限会社白土商店	さいたま市西区中野林861番地2
43	株式会社そよ風クリーンサービス	比企郡吉見町大字中新井539番地1
44	株式会社高橋産商	さいたま市北区吉野町二丁目5番地12
45	片山商事株式会社	さいたま市見沼区深作五丁目18番地
46	株式会社アルファサポート	北足立郡伊奈町大字小室7065番地1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき上記46業者を許可する。

なお、ごみの発生量に大きな変動はないため、既存許可業者の処理能力(既得の許可業者数、収集従事者及び収集運搬車両等を勘案した総合的な能力)に特段の事情が発生しない限り、新規の許可申請は一般廃棄物処理実施計画に適合しないものとして扱う。

 印は、特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定する特定家庭用機器の廃棄物の指定引取場所への収集運搬可能業者

著しくごみ出しが困難な世帯へのごみ出し支援活動については、一般廃棄物収集運搬業の許可の必要性について検討しつつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の処分基準の適用を配慮しながら、自治会や社会福祉協議会等非営利団体の活動(共助)と連携・支援を図る。

13 再生利用業指定業者

市長の指定する一般廃棄物再生利用(再生輸送・再生活用)を行うもの

業 者 名	所 在 地	取り扱う一般廃棄物
(株)紫蘇姫	上尾市大字平方領々家664	生木類(剪定枝、葉、枝、根、竹、篠、草等)
(有)山岸造園土木	上尾市中分3-238	生木類(剪定枝、葉、枝、根、竹、篠、草等)

14 事業系一般廃棄物の市外資源化施設

市内で発生した事業系一般廃棄物の内、食品残渣等を資源化する市外の処理施設。(搬入先自治体の了解が得られることを条件として認めるもの。)

業 者 名・施 設 名	所 在 地	対 象 物
(株)アイル・クリーンテック	大里郡寄居町大字三ヶ山328	食品廃棄物(堆肥化)
オリックス資源循環(株)	大里郡寄居町大字三ヶ山309 彩の国資源循環工場内	可燃ごみ(焼却・熔融)
ニューエナジーふじみ野(株)	ふじみ野市駒林1033-1	食品廃棄物(メタン発酵)

<生活排水処理実施計画>

1 計画区域、対象人口

上尾市全域とし、対象人口を32,902人とする。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 計画処理量(し尿及び浄化槽汚泥)

種 類	処 理 計 画 量(kl)
し 尿	694
浄化槽汚泥	12,696
合 計	13,390

4 収集運搬・中間処理計画

(1) 処理形態

し尿は委託業者が収集を行い、浄化槽汚泥は許可業者が収集を行うものとする。

また、中間処理は上尾、桶川、伊奈衛生組合が行うものとする。

種 類	収集運搬	中 間 処 理
し 尿	委 託	上尾、桶川、伊奈衛生組合
浄化槽汚泥	許 可	上尾、桶川、伊奈衛生組合

(2) 収集量及び収集回数

種 類	委 託	許 可	収 集 回 数
し 尿	694	— kl	1ヶ月に1回
浄化槽汚泥	— kl	12,696	随 時
合 計	694	12,696	—

(3) 中間処理施設

名 称	所 在 地	処 理 方 法	処理能力
上尾、桶川、伊奈衛生組合	桶川市大字小針領家1160番地	標準脱窒素処理	250kl／日

(4) 処理手数料

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第27条に基づき、一般家庭から生じたし尿及び事業活動に伴い生じたし尿については、収集・運搬について手数料を徴収する。

5 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合に補助金を交付する。

○予定基数 14基

6 公共下水道

引き続き計画区域における下水道整備を推進する。

7 し尿収集運搬委託業者

番号	業者名	所在地
1	上尾清掃事業協同組合	上尾市向山二丁目40番地1

令和2年4月1日から上尾清掃事業協同組合に委託先を変更。

汲み取り世帯が平成23年度747世帯から平成31年度には397世帯にまで減少したことに伴い、業務の効率化を図るため各社単独の委託から組合委託とした。

★令和2年3月31日までの委託業者(組合構成法人)

(有)上尾清掃、(株)上尾サービスセンター、(有)昭栄産業、青木清掃(株)、(株)加藤商事

8 浄化槽清掃業許可業者

番号	業者名	所在地
1	(有)上尾清掃	上尾市上町二丁目4番31号
2	(株)上尾サービスセンター	上尾市愛宕一丁目9番13号
3	(有)昭栄産業	上尾市栄町8番17号
4	青木清掃(株)	桶川市南1-2-6
5	(株)加藤商事	さいたま市西区内野本郷297-4
6	(株)川崎清掃	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔3-190-2
7	(株)東栄	北足立郡伊奈町大字大針320

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び浄化槽法第35条の規定に基づき上記7業者を許可する。